

第3章 新たな自治の基盤づくりのために

県民の皆さんと一緒に、地方分権時代にふさわしい新たな自治を創造していくためには、まず、県が率先して、開かれた県政の構築や行財政改革等に取り組んで行く必要があります。そこで、3つのテーマのもと、県自らが進めていく取組をお示します。

1 “県民との協働による県政”を推進する

県民一人ひとりのもとより、ボランティアやNPO、企業など“とちぎ”づくりの多様な主体との相互理解と適切な役割分担のもと“県民との協働による県政”を推進していくことで、県民満足度の高い県政を実現することができると考えます。

このため、県民が主役となる県政運営を目指すための「自治基本条例」の制定に向けた検討を進めるなど、説明責任の徹底と県民の積極的な県政参画による開かれた県政を推進し、県民との間に信頼と責任あるパートナーシップを構築します。

そして、その強固なパートナーシップのもと、県民と目的意識を共有し、相互の特性を認識・尊重しながら連携・協力する県政を推進していきます。

(1) 県民とのパートナーシップの構築

① 説明責任の徹底

情報公開制度の適正な運用に引き続き取り組むとともに、県政の成果と課題等に関する情報を積極的に発信します。また、広報紙「とちぎ県民だより」の配布などの幅広い広報活動を実施し、県民との確かな信頼関係を築く基礎となる説明責任の一層の徹底を図ります。

② 県民の県政参画の促進

「とちぎ元気フォーラム」などの広聴活動や県政世論調査の実施、各種審議会等における公募委員の拡充やパブリック・コメント制度の活用など、県民の意見やニーズを的確に把握し、県政に反映させていきます。

(2) 積極的な協働の推進

① 協働の基盤づくり

人と情報の交流拠点となる「とちぎボランティアNPOセンター」の機能を充実し、多様な主体間のネットワークを構築するほか、NPO等の組織基盤の強化を図ります。

さらに、協働の意義や手法等について理解を深めるための講座の開催など、市町村とも連携しながら、協働を進めていくための基盤づくりに取り組みます。

② 多様な協働の展開

多様で質の高いサービスを提供していくため、NPOやボランティア、企業等と連携・協力しながら幅広く協働を進めていきます。

さらに、地域の特性を踏まえながら協働による新たな価値の創造を目指し、県民から協働の提案を受けて事業を展開していく手法の構築などに取り組みます。

地方分権時代において、市町村は、自立性の高い行政主体にふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、暮らしやまちづくりなど住民に身近な行政サービスを提供していくことが求められ、そして県は、こうした市町村と連携・協力しながら、県民の自己実現を可能とする地域社会を形成していく必要があります。

そのため、県は、市町村の自主性を尊重し、権限移譲などを積極的に進めることによって、地域のニーズに即した市町村行政が実現されるよう支援するとともに、市町村の区域を越えた行政課題への対応や市町村間の連絡調整など、広域自治体としての役割を積極的に担い、“とちぎ”の新たな魅力や活力を創出していきます。

さらに、近隣県との連携や独創的・先進的な取組を進めることによって、地方分権の実現のために積極的に行動していきます。

こうした取組を進めることで、市町村が真に輝きを放つ、地方分権時代の県政を推進していきます。

(1) 市町村重視の県政の推進

① 市町村の自主性・自立性の向上に向けた支援

権限の積極的な移譲や県との人事交流、行財政基盤確立に向けた「総合的助言制度」の活用などにより、市町村の自主的で効率的な行財政運営を支援します。

また、「自主的な市町村の合併に関する構想」に基づき、引き続き自主的・主体的な市町村合併を推進するとともに、地域資源の発掘や新たな活力の創出など市町村による個性あふれる地域づくりを支援します。

② 広域的機能の発揮

市町村の区域を越えて展開すべき雇用対策や防災対策、医療における人材の確保、さらには先端的な試験研究など、広域自治体として戦略的かつ効果的な行政を展開します。

また、全県的な課題などへの対応について、県と市町村が連携して取り組んでいくため、市町村長会議などを開催するほか、地方分権時代にふさわしい広域自治体としての役割を発揮できるよう、本庁から出先機関への権限移譲などを進めます。

(2) 地方分権時代に向けた積極的な対応

経済活動や住民生活の広域化等に伴い、都道府県の区域を越えて対応すべき行政課題が増えていることから、北関東自動車道の全線供用によって拡大する高速交通ネットワークや進展する高度情報ネットワークなども積極的に活用し、まちづくりや観光振興のほか、災害対策や環境保全対策など様々な分野における近隣県等との広域連携を一層緊密なものとしていきます。

また、国と地方を通じた効率的・効果的な行政体制構築などの観点から、道州制などの新たな広域自治制度のあり方について検討を進めていくほか、規制緩和や税財源・権限移譲などについても国に対して提言を行うなど、真の地方分権型社会の実現に向けて積極的に行動していきます。

さらには、東京一極集中の是正や災害対応力の強化等を図るため、引き続き「栃木・福島地域」への国会等の移転の実現に向け、地元市町や関係府県と連携した取組を進めていきます。

厳しい行財政環境にあって、県民満足度の高い行政サービスを迅速かつ適切に提供するためには、これまでも増して力強く、行財政改革を進めていく必要があります。

そのため、県は、県民益の最大化を図る観点から、政策評価システムの適切な運用等による施策の重点化を図るとともに、行政と民間の役割分担や各種規制のあり方などを常に問い直していきます。

また、限りある行政資源を有効に活用するため、「選択と集中」を基本として、財源の効率的かつ重点的な配分に努めるとともに、簡素で機動的な組織体制の整備や職員の政策形成能力の向上などを図っていきます。

こうした取組を「栃木県行財政改革大綱」に基づき着実に進めるなど、効率的で効果的な県政運営に努めていきます。

(1) 選択と集中による業務の推進

① 政策評価システムの有効活用

「とちぎ政策マネジメントシステム」*の有効活用を図り、新たな課題や重点的に取り組むべき事項を明確にすることによって、効率的で効果的な政策形成を図ります。

② 事務事業の見直し

県が行っている業務のあり方について、日々の行政活動の中でその必要性や意義を問い直し、真に必要な業務に集中できるよう、継続的に事務事業の見直しを実施します。

③ 多様な民間活力の活用

これまで県が行ってきた業務のうち、民間の専門知識や技術力、企画運営力、維持管理ノウハウなどを活用した方が効率的でよりよいサービスが提供できるものについて、企業やNPOなどの民間活力の積極的な活用を図ります。

(2) 職員と行政組織の活性化

① 職員の意識改革と人材育成

コスト意識やスピード重視、成果重視の徹底を図るなどの意識改革に努め、全庁を挙げての県民サービス向上運動や日々の業務の中での「改善のための気づき」を促す取組を進めていくとともに、効果的な施策を企画立案する能力や問題解決能力を備えた人材の育成にも力を入れます。

② 地方分権時代にふさわしい組織体制の構築

新たな課題や組織横断的な課題に迅速かつ的確に対応できるよう、各部局の予算編成における裁量の拡大や、県民や市町村にとってより身近な出先機関への権限の移譲など、県庁内分権を進めるとともに、新たな定員管理計画に基づく適正な定員管理と適材適所の職員配置を行い、簡素で効率的な政策形成型組織の構築を図ります。

(3) 持続可能な財政基盤の確立

① 自律的な財政運営に向けた取組の推進

総合計画で掲げた施策を着実に推進するため、中期的財政運営の指針となる向こう5年間の「中期財政収支見込み」を作成するほか、中長期的に県債残高を減らしていく目標値を設定するなど、自律的な財政運営に向けた取組を推進します。

② 歳出の抑制と税収入等の確保

限られた財源を有効に活用するため、徹底した事業の見直しや公共事業のコスト削減、執行体制のスリム化など、歳出の抑制を図るとともに、地域産業の活性化など県税収入の増加に結びつく施策の推進や未利用財産の積極的な処分など、税収入等の確保に努めます。

中期財政収支見込み（一般会計・当初予算ベース）

○歳出

（単位：億円、％）

区分	H18	H19	伸び率	H20	伸び率	H21	伸び率	H22	伸び率
1 投資的経費	1,702	1,391	▲18.3	1,225	▲12.0	1,160	▲5.3	1,100	▲5.1
(1) 公共事業費・直轄負担金等	658	595	▲9.6	564	▲5.2	535	▲5.1	507	▲5.2
(2) その他建設事業費	1,044	796	▲23.7	661	▲17.0	625	▲5.4	593	▲5.1
2 義務的経費（職員費、公債費等）	4,527	4,509	▲0.4	4,520	0.2	4,544	0.5	4,570	0.6
3 その他消費的経費（一般行政費等）	1,964	1,962	▲0.1	1,959	▲0.2	1,956	▲0.2	1,949	▲0.4
歳出合計	8,193	7,863	▲4.0	7,704	▲2.0	7,661	▲0.6	7,619	▲0.5
一般財源ベース A	5,856	5,659	▲3.4	5,531	▲2.3	5,482	▲0.9	5,438	▲0.8

○歳入

1 県税	2,380	2,800	17.6	2,885	3.1	2,983	3.4	3,087	3.5
2 地方交付税等	1,684	1,128	▲33.0	1,040	▲7.8	999	▲3.9	959	▲4.0
3 県債	984	813	▲17.4	736	▲9.5	733	▲0.4	718	▲2.1
4 その他	419	430	2.7	443	3.1	458	3.3	473	3.3
歳入（一般財源）合計 B	5,466	5,171	▲5.4	5,104	▲1.3	5,173	1.3	5,237	1.2
収支差 B-A	▲390	▲488		▲427		▲309		▲201	

年度末財政調整的基金残高	197	▲241		▲618		▲878		▲1,029	
年度末県債残高見込み	10,099	10,070		9,990		9,950		9,920	

「中期財政収支見込み」は、県が中期的視点に立って財政運営を進めるために、当初予算案の数値を基礎に国の「構造改革と経済財政の中期展望」等を参考に試算し、毎年作成しているものです。

試算の結果生じる収支差については、「行財政改革大綱」に基づく徹底した歳出の抑制や税収入等の確保対策など、全庁的取組により対応を図ることとしています。